

国内経済要録

◇為替変動幅の制限を暫定的に停止

政府は、最近の国際通貨情勢にかんがみ、現行の円平価を維持しつつ、外国為替の売買相場についての従来の変動幅の制限を8月28日から暫定的に停止することとした。本措置について政府は、「わが国は、昭和27年8月、国際通貨基金に加盟して以来、一貫して、現行平価の下に、国際通貨協定に定められた上下1%の変動幅を遵守してきた。しかし、最近に至り、国際通貨情勢は著しく流動化し、欧米主要国通貨の大部分は、同協定に定める変動幅をこえる相場を示しつつある。この間、円の実勢は、過去20余年にわたる国民の努力を反映してとみに高まり、同協定に定める変動幅をもってしては、動揺する国際通貨情勢の下で、輸出入その他対外取引の円滑な遂行が妨げられるに至っている」と説明するとともに、「今回の措置を通じ、諸外国と協調して国際通貨体制の新たな確立に向かって進むとともに、一日も早く対外取引を回復したい」としている。

◇売出手形制度の実施

本行は、最近における金融情勢にかんがみ、市場資金のいっそう円滑な調整を図る趣旨から、現行の短資業者に対する本行所有政府短期証券の売却措置を補完する措置として、次の要領により売出手形制度を実施することとし、8月19日から実施した。

売出し先……本行取引先である短資業者および金融機関のうち本行が適当と認める先。

手形の形式…本行を振出人、受取人および支払人(引受人)とする為替手形。

手形期間……3か月以内。

金利……市場レート等を勘案して定める。

条件等……必要に応じ買戻し条件を付する。売出し先に対しては転売を認めない扱いとする。

売出しの限度…銀行券に対する発行保証充当物件の余裕額を限度とする。

◇長期金利の改訂について

1. 国債、政府保証債、地方債

最近の金融緩和の状況にかんがみ、政府はこのほど、国債、政府保証債、地方債の発行条件を次のとおり改訂し、9月発行分から実施した。

国債等の応募者利回り

(カッコ内は表面利率・発行価格)

	改訂後	改訂前
国債	6.978% (6.5% 97.75円)	7.011% (6.5% 97.60円)
政保債	7.236% (7.0% 98.90円)	7.434% (7.0% 98.00円)
地方債	7.540% (7.3% 98.90円)	7.831% (7.5% 98.50円)

2. 事業債

受託銀行および引受証券会社では、事業債の発行条件を次のとおり改訂し、9月起債分から実施した。

事業債の応募者利回り

(カッコ内は表面利率・発行価格)

	改訂後	改訂前
事業債(A格債)	7.730% (7.4% 98.50円)	8.046% (7.6% 98.00円)
〃(A'格債)	7.842% (7.4% 98.00円)	8.161% (7.6% 97.50円)
〃(B格債)	7.899% (7.4% 97.75円)	8.218% (7.6% 97.25円)
〃(C格債)	8.046% (7.6% 98.00円)	8.366% (7.8% 97.50円)
〃(D格債)	8.161% (7.6% 97.50円)	8.483% (7.8% 97.00円)

3. 利付金融債

長期信用銀行3行は、利付金融債の発行条件を次のとおり改訂、9月発行分から実施した。なお、農林中央金庫、商工組合中央金庫、東京銀行(3年もの)も同様の改訂を行なった。

金融債の応募者利回り

(カッコ内は表面利率・発行価格)

	改訂後	改訂前
利付金融債(5年もの)	7.300% (7.3% 100.00円)	7.638% (7.5% 99.50円)
〃(3年もの)	7.000% (7.0% 100.00円)	7.121% (7.0% 99.70円)

(注) 利付金融債の発行機関

5年もの……長期信用銀行3行、農林中金、商工中金。

3年もの……東京銀行。

4. 長期貸出金利

長期信用銀行3行、信託銀行7行、農林中央金庫、生命保険20社、損害保険21社は、最優遇金利を従来の8.5%から8.2%に引き下げ、9月1日以降新規貸付分から実施した。

5. 貸付信託予想配当率等

信託銀行7行は、貸付信託(5年もの)予想配当率を7.47%から7.27%に引き下げ、9月21日以降新規募集分(既契約分については昭和47年4月19日決算(注))から実施した。

(注) ただし、日本信託銀行については昭和47年5月10日決算から実施。

また、信託銀行7行および大和銀行は、指定金銭信託合同運用口の予定配当率(5年もの)について7.23%から7.03%に引き下げ、9月26日から実施した。

◇株式信用取引規制の緩和等

各地証券取引所は、最近における株式市場の現況にかんがみ、次のとおり信用取引規制を緩和し、また制限値幅を縮小することとした。

(1) 信用取引規制の緩和

イ. 信用取引関係金利の引下げ(買い方金利8.50→8.25%、売り方金利4.00→3.75%、8月18日以降新規約定分から実施)。

なお、証券金融各社でも7月28日の公定歩合変更の際据え置いた貸借取引貸付金利についても引下げを決定(融資7.75→7.50%、貸株4.00→3.75%、8月18日以降新規約定分から実施)。

ロ. 個別規制13銘柄の委託保証金率引下げ(60%および70%→50%)および増し担保金の徴収猶予(8月18日売買分から実施)。

ハ. 委託保証金率の引下げ(全銘柄、8月19日から50→40%、20日から40→30%)。

(2) 制限値幅の縮小(8月24日売買分から実施)

東京証券取引所値幅制限額

株価	(変更前)		(変更後)	
	200円未満	50円	30円	
500円	〃	80円	40円	
1,000円	〃	100円	50円	
1,500円	〃	200円	100円	
1,500円以上		300円	150円	

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変動に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	7.875%	7.875%	8.125%	8.125%
8月2日以降	7.75	7.875	8.0	8.125
8月20日	〃	7.625	7.75	8.0
8月23日	〃	7.75	7.875	8.0
8月28日	〃	7.75	7.75	8.0
9月3日	〃	7.75	7.875	8.0